

令和7年度 消防局組織改革実施計画

～事故の再発防止の推進と組織風土の改善～

第2期（7～9月）実績報告

令和7年 10月
静岡市消防局



消防局組織改革実施計画について

～事故の再発防止の推進と組織風土の改善～

1 計画策定の趣旨

令和2年の吉田消防署管内で発生した倉庫火災及び令和4年の静岡市葵消防署管内で発生した中高層建物火災における殉職事故が発生するとともに、令和4年度には訓練中の事故や職員の不祥事等が発生し、地域住民の消防行政に対する社会的信頼を大きく失墜させるものとなりました。

消防局では、全ての職員が高い危機管理意識を持ち、自らの命と仲間を守り、危険を予測し、危機事象に的確に対応できる職員を育て、組織として安全教育体制の再構築を図ることで地域住民から信頼される組織となるための道しるべとして、「静岡市消防局組織改革基本計画～事故の再発防止の推進と組織風土の改善～」を取りまとめ、この組織改革の具体的な施策を実施していくため、令和6年度に「消防局組織改革実施計画」を初めて策定しました。

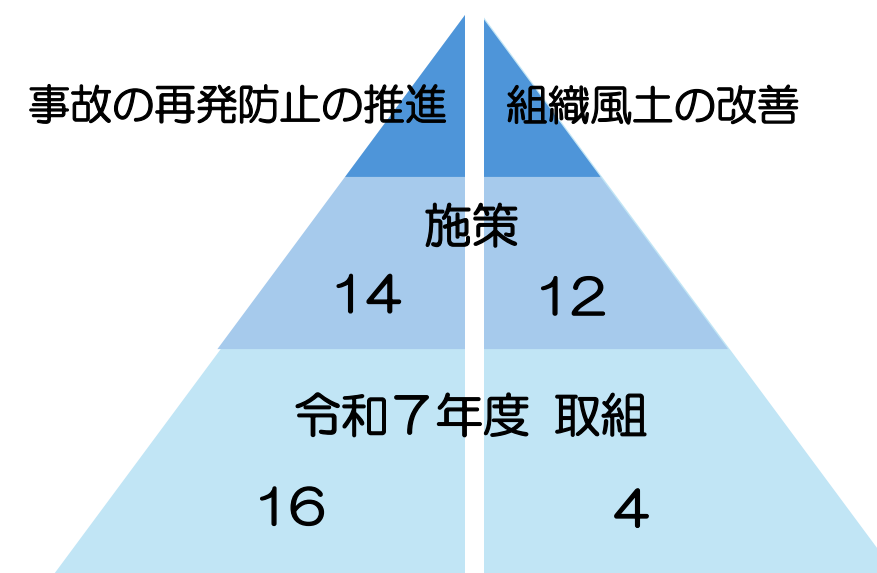
令和7年度においても、更に計画を推進するため、「消防局組織改革実施計画」を策定し、施策の適切な実施と進捗管理を行っていきます。

2 計画の概要

本計画は、「事故の再発防止の推進」と「組織風土の改善」の2つの目標のもと、「事故の再発防止の推進」は14の施策、「組織風土の改善」は12の施策を掲げました。

令和6年度までに20の施策が完了又は継続して実施されており、令和7年度について更に計画を推進するため、20の取組を登載しています。

この取組について、具体的な内容と取組の時期を示し、適切な進捗管理のもと計画を実施していくものです。



3 計画の進捗管理

4半期ごとにおける取組の進捗状況を確認するとともに、本計画の取組が着実かつ継続的に進めるため、進捗状況について都度PDCAサイクルによる評価と改善を順次実施していきます。

4 計画の公表

本計画は、市ホームページで公開し、4半期ごとの進捗状況についても随時更新していきます。

進捗確認時期	
第1期	4～6月
第2期	7～9月
第3期	10～12月
第4期	1～3月

令和 7 年度 消防局組織改革実施計画 取組一覧

No.	種別(指針)		施策	取組指針	令和６年度までの取組状況	令和７年度を取組項目	担当部署	頁		
1-1	事故の再発防止の推進	予防	警防活動要領の見直し	知識の習得	現在の警防活動要領は、あらゆる災害現場に対応するため抽象的な表現もあるが、安全を確保するための事項は具体的に表記するとともに、基本的事項をルール化する。 規範の実効性を高めるため、それぞれの活動ごと規範遵守の不徹底が起きてしまう原因を分析・検証し規範の合理性を判断する。	・警防活動基準(第１編)「警防活動要領」を見直し、令和５年４月新たに「火災活動要領」(用語の統一、進入管理者・屋内進入可否の判断の明確化等)を策定	継続中 ・令和７年度以降も継続して各種研修等を通して職員に周知していく。	警防課	1	
1-2			警防活動技術の統一化	技術の強化	火災活動要領に準じた訓練を実施するため、消防訓練マニュアルを作成し、組織的に統一した訓練方法を確立する。 屋内進入要領や検索救助要領等の基本的活動要領を「消防訓練マニュアル」として策定し、組織的に統一した活動要領を確立する。	・令和４年度から、先進都市(東京消防庁・名古屋市消防局)が出版する訓練マニュアルを参考に、「消防訓練マニュアル」の構成、訓練項目を検討 ・令和６年度、「応急はしご救出」、「かかえ救出」、「屋内進入」、「退出」、「防火衣装着訓練」、「空気呼吸器装着訓練」及び「結索訓練」の計７訓練項目のマニュアルを完成し、周知	①「消防訓練マニュアル」を作成する。 ② 特別高度救助隊により「消防訓練マニュアル」の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。 ③「消防訓練マニュアル」の周知に合わせ、特別高度救助隊により技術指導を行う。 ④「消防訓練マニュアル」に基づき、各隊が習熟訓練を行う。	安全対策課 各消防署		
1-3			火災現場における救難活動態勢の構築	技術の強化	災害現場における隊員の危機回避要領及び部隊等による救難活動要領を示し、組織的な安全管理体制を構築する。	・令和５年度、先進都市(横浜市)へ職員を派遣し、救難活動に関するノウハウを収集 ・令和６年度、「救難活動マニュアル」の構成(第１編セルフサバイバル、第２編チームサバイバル、第３編チームレスキュー(緊急介入))を決定し、作成を開始	①「救難活動マニュアル」を作成する。 ② 特別高度救助隊により「救難活動マニュアル」の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。 ③「警防体制強化プロジェクトチーム(消防資機材チーム)」を設置し、分析・検証する。 ④「警防体制強化プロジェクトチーム(消防資機材チーム)」の結果について部幹部会議、署長会議、局会議へ報告する。 ⑤「救難活動マニュアル」の分析・検証等を行うプロジェクトチーム体制を検討する。	安全対策課 警防課 各消防署		
2-1		管理 組織体制	指揮隊の強化	知識の習得	指揮隊員の指揮能力向上を強化し効果的な情報共有や部隊運用等を図るため、座学研修のほか実務研修も取り入れ、指揮能力の強化を図る研修環境を構築する。	・令和４年度から、指揮隊研修(指揮タブ取扱い、部隊運用に関する実務研修等)を開催 ・令和５年度から、年２回の指揮隊運用調整会議(指揮活動の情報交換、各署訓練計画の共有)を開催	継続中 ・令和７年度以降も継続して研修・会議を実施していく。	安全対策課 (各消防署)	5	
2-2			指揮体制の強化(出動計画の見直し)	意識の向上	中高層火災や延焼危険が高い地域での火災は、部隊活動を統制する上で、膨大な量の情報及び部隊の管理を必要とするため、情報の収集、整理及び共有、そのうえでの確な部隊運用を図ることを目的として、初動から指揮隊を増隊出動させ指揮体制と安全管理体制の強化を図る。	・令和５年度から、初動対応の強化を図るため消防隊等出動計画を見直し、中高層建物火災、指定地域及び特殊災害に対して、初動から指揮隊を２隊出動させる計画に変更	完了	警防課		
2-3			即時配信体制の構築	意識の向上	負傷事故の発生又は発生するおそれのある事象については、即時他所属に概要を発出し、組織全体で類似事故の防止や危険予知能力の向上を図り、事故を未然に防ぐ安全風土を構築する。	・令和５年２月の先進都市(大阪、堺、京都)視察研修を踏まえ、令和５年度から、類似事故の防止のための警防活動リスクアラート即時配信体制を構築	継続中 ・令和７年度以降も継続して配信及び周知していく。	安全対策課		
2-4			警防体制強化に向けた検討体制の構築	技術の強化	個人で火災戦術や救助技術等を独自に取り入れて活動することなく、全部隊の活動を統一する必要から、現場の意見や気付きを反映しやすいよう消防署の職員で構成するプロジェクトチームを設置し、消防管理室と連携してより具体的な分析結果を基に検証を進め、必要な規範の見直しを行う。 なお、新たな消防戦術について分析・検証を行った結果、優れた技術については規範に落とし込む作業を進める。	・令和５年度、局内の規範の検証を目的として、処務規程に基づく警防部幹部会議の下部組織として、各消防署員を構成員とする「警防体制強化プロジェクトチーム」を設置(規範に係る課題の分析・検証等を行い、警防部幹部会議、署長会議、局会議に諮る意思決定スキームを構築) ・令和６年度、「警防体制強化プロジェクトチーム」を１３回開催し、「警防活動基準(火災活動要領)」の「第２章第６節屋内進入」に係る検証を実施(今後の規範の見直しを含めた提言をまとめた報告書の作成を開始)	① 令和６年度の「警防体制強化プロジェクトチーム(消防戦術チーム)」の結果を部幹部会議、署長会議、局会議で報告 ② プロジェクトメンバーによる「警防体制強化プロジェクトチーム(消防戦術チーム)」の結果の現場職員への説明 ③「警防体制強化プロジェクトチーム(消防戦術チーム)」の結果報告に基づく、警防活動基準等の見直し	警防課 各消防署 (消防管理室)		
3-1		教育 人材育成	教育	「新職員育成カリキュラム」の整備	知識の習得	組織全体で共通認識を持たせるため、新規採用職員に対し、警防活動基準に即した各種活動要領(屋内進入要領等の基礎)等を取得させるとともに、各指導者によって指導方法及び内容が異なることを防ぐために集合研修として実施する。	・令和５年度から、災害機動支援隊が県消防学校初任科修了者を対象に、当局の活動要領について集合研修及び訓練を実施	継続中 ・令和７年度以降も継続して研修・訓練を実施していく。	消防総務課 (安全対策課)	7
3-2				安全管理力の向上	意識の向上	CRM(クルー・リソース・マネジメント)によるコミュニケーション概念を教養し、恒常的にコミュニケーションが取れる環境を構築する。	・令和５年度、管理職を対象として講師を招請しCRM研修を開催 ・令和６年度、全職員を対象として講師を招請しCRM研修を開催	継続中 ・令和７年度以降も継続して研修を実施していく。 (令和７年度は「心理的安全性」研修(実技)を開催)	安全対策課	
3-3				警防活動の統一(eラーニングの活用)	知識の習得	警防活動の周知及び当局の消防戦術の共通認識を図ることが必要な中、eラーニングを活用し、警防活動の統一を図る。	・令和５年度から、eラーニングを活用し、各種研修(指揮指針、火災活動要領)を開催	継続中 ・令和７年度以降も継続して研修を実施していく。	安全対策課	
3-4				火災活動時のワンポイントアドバイスの配信	知識の習得	火災性状や活動中の事故を防止するため確認すべき活動ポイント等をPC上で示し閲覧することで、職員の安全に対する知識や意識を高める。	・令和４年度から、市グループウェアの回覧を活用し、２週間に一度、火災活動時のワンポイントアドバイスを配信	継続中 ・令和７年度以降も継続して配信を実施していく。	安全対策課	
4-1		教育 訓練	教育	消防活動効果確認訓練の見直し	技術の強化	改正した火災活動要領を習熟するために、効果確認訓練を通じて、迅速の中にも安全を優先した活動や、小隊・中隊との連携、指揮本部との連携体制が強化される訓練項目を設定し、その効果を確認する。	・令和５年度、毎年実施の効果確認訓練の内容を、火災活動要領を遵守し安全を最優先としたより効果的な訓練内容に見直し実践	継続中 ・令和７年度以降も継続して訓練を実施していく。	安全対策課	7
4-2				中隊、大隊訓練体制の構築	知識の習得	指揮隊の情報収集・活用を踏まえた統制のとれた指揮命令系統を身に付けるため、中隊・大隊訓練を能動的に実施できる訓練体制を整備する。	・令和５年度から、指揮隊長研修、小隊長研修を基本とした大隊訓練を継続して実施(本部が企画) ・令和６年度、中隊・大隊訓練企画に関するルール等を定める素案を作成	① 令和６年度の中隊・大隊訓練の課題を整理する。 ② 中隊・大隊訓練企画に関するルール等の素案を見直す。 ③ 中隊・大隊訓練企画に関するルール等を周知する。 ④ 中隊・大隊訓練企画に関するルール等に基づき、訓練を実施する。	安全対策課 各消防署	
5-1			管理 装備	隊員の識別化等		災害現場において多くの隊員が混在活動することから指揮隊員含め特殊部隊の識別を図り、的確な部隊活動の展開を図る。	・令和５年度、各消防署長参画の警防部幹部会議で検討し、識別化を図ることを決定 ・令和６年度から、識別化資機材を計画的に導入	継続中 ・令和７年度以降も計画的に識別化資機材を導入していく。	警防課 財産管理課	

令和 7 年度 消防局組織改革実施計画 取組一覧

No.	種別(指針)	施策	取組指針	令和 6 年度までの取組状況	令和 7 年度の主な取組	担当部署	頁
6-1	組織風土の改善	監察機能を持った組織の設置	行政的検証に指摘された組織風土に係る課題への対応として、消防局が自ら主体的に活動の問題点を明らかにするための検証と対応ができる組織づくりを行う。	・令和 6 年度、①「消防局業務監査の見直し」を実施、②「消防局組織改革基本計画及び実施計画」を策定、③「事故等に関する今後の対応策報告・検証シート」による再発防止策の水平展開及び係・小隊単位の「全員参加型ミーティング」実施の取組を創設	継続中 ・令和 7 年度以降も継続して監察、内部統制等の取組を実施していく。	消防管理室	
6-2		意見が言える、届く職場環境作り	・職位の上下に関わりなく意見が言える職場環境を構築する。 ・消防本部と消防署との双方向のコミュニケーションをすることで、心理的距離を縮め、職員間の意思疎通を図り士気を高めていく。	・訓練開始前に訓練の中に潜む危険要因などを隊員間で発言・共有し、訓練中の事故を防止するための小ミーティングの実施を励行(令和 5 年度、小ミーティングの手法として、ワンポイント KYT を発出) ・令和 6 年度、消防職員委員会の審議結果に対する消防長処置後の進捗状況の職員周知を開始する等、職員から自由な意見を吸い上げるための各システムに寄せられた意見への対応状況・結果を見える化する取組を開始(併せて、既存の会議体の見直しを実施し、追加の会議体(システム)を要しない状態に整理)	継続中 ・令和 7 年度以降も継続して小ミーティング実施励行、職員意見への対応状況等の見える化等の取組を実施していく。	消防総務課	
6-3		職員ヒアリング	・各課、各消防署職員から、消防局行政職職員が消防業務、職場環境等に関する意見を聴き、各種業務、組織風土等の諸課題を洗い出し、職場環境の整備を進めていく。	・令和 5 年度、消防局行政職職員による各課、各消防署職員 124 名へのヒアリングを実施 ・令和 6 年度、ヒアリングに寄せられた意見を分類整理し、これらに対する局としての各種施策への反映を検討し、取組状況等を説明・回答する報告書にまとめ、職員に周知	完了	消防次長 消防部	
6-4		事務の見直し	・既存の各種業務の見直しを行い、本部及び消防署勤務職員の事務の効率化、負担軽減と訓練時間を確保していく。 ・DX 化について検討し、導入を進める。	・令和 5 年度から、「住宅用火災警報器設置率調査(標本調査)の方法を戸別訪問からアンケート形式に変更」、「耐震性防火用井戸の点検期間を 1 年から 3 年に変更」、「査察結果等処理マニュアルの運用開始(適宜の見直し)」、「危険物及び石油コンビナート全般の事務処理見直し(例規、事務処理要領等の改廃)」等、既存の各種業務の見直しを順次実施 ・令和 6 年度、消防局 DX 推進プロジェクトチームを立ち上げ及び同チームによる調査・分析を踏まえた「静岡市消防局 DX 推進ビジョン」を策定	継続中 ・令和 7 年度以降も継続して事務の見直しを実施し、各種業務の DX 化に取り組んでいく。	各課 各消防署	
6-5		コミュニケーションの改善	・情報共有、情報発信を強化することで、コロナ禍以前と比較し、希薄となっている所属間及び職員間のコミュニケーションを改善していく。(職員間) ・大規模災害時の参集と地域との更なるコミュニケーション強化を図るため、広域 3 消防署の地域事情に精通した職員の配置。(広域市町)	・令和 5 年度、静岡市消防局情報誌「カワセミタイムス」を創刊(以降、四半期ごとに発行) ・令和 6 年度、広域 3 消防署に広域前の当該市町職員が 50%以上の割合となるように配置	継続中 ・令和 7 年度以降も継続して情報誌「カワセミタイムス」発行、広域 3 消防署に広域前の当該市町職員が 50%以上の割合となる配置等の取組を実施していく。	各課 各消防署	
6-6		人材育成ビジョンの見直し	・既存の人材育成ビジョンについて、策定後の局内状況(安全文化の醸成、定年引上げ等)、社会情勢の変化を踏まえ、内容の見直しを行う。	・令和 6 年度、「静岡市消防局新人人材育成ビジョン(改訂版)」を策定	完了	消防総務課	
6-7		研修の見直し (将来像を見据えた体系的な研修制度の構築)	・職員が「必要としている」、「受講したい」研修が受講できていない現状を見直しする。 ・幹部職員の資質向上を目的とした研修を実施する。 ・警備体制や受講者の負担軽減について検討していく。	・令和 6 年度、「静岡市消防局キャリアプラン」(No6-8)とリンクした各種研修の体系化、受講形態の整理及び実施スケジュールの見える化を行い、年間研修計画(令和 7 年度版)を策定 ・令和 6 年度、新所属長研修、新管理職研修を新設	継続中 ・令和 7 年度以降も継続して年間研修計画策定、新所属長・新管理職研修等の取組を実施していく。	消防総務課 各消防署	
6-8		キャリアプランの提示	・昇任昇格や、各職員が目指す業務に従事するために、今後どのような経験を積み、どのようなスキルを身に着ければよいのかといった道筋となるキャリアプランを作成する。	・令和 5 年度から、採用 3 年目職員を対象に、特高、山岳、水難隊員等の特殊部隊との座談会を実施 ・令和 6 年度、「静岡市消防局キャリアプラン」を策定	完了	消防総務課	
6-9		女性活躍の推進	・女性吏員がより働きやすい、心理的安全性のある職場環境(ハード・ソフト両面)の整備を進めていく。 ・職域の拡大、管理職への登用を行い、ロールモデルとなる職員を育成する。	・令和 6 年度、女性消防吏員が働きやすい職場環境実現等のための職員意見を施策に反映させる「(仮称)女性消防吏員(男女共同参画)活躍推進プロジェクトチーム」を立ち上げ	① 女性活躍プロジェクトチームで「(仮称)女性消防吏員活躍推進ビジョン」を策定する。	消防総務課	9
6-10		定年引上げに伴う高齢期職員の雇用	・高齢期職員の雇用について、局としての方針を明確にする。 ・61 歳以降も安定した体力を維持することで、消防吏員としての最高の能力を発揮出来るようにするとともに、訓練、現場での傷害予防・公務災害の防止を図っていく。	・令和 6 年度、「静岡市消防局体力維持向上プログラム」の運用を開始	① 定年引上げに伴う高齢期職員の消防局任用方針の策定 ② 旧定年(60 歳年度)となる職員への勤務意向等確認 ③「静岡市消防局職員体力維持向上プログラム」の運用体制の確立	消防総務課 各消防署	11
6-11		資格取得に対する経費支援の拡充	・現在、各職員が私費で取得している業務上必要な公的資格について、公費取得への切り替えや経費支援を拡充していく。	・令和 6 年度、中型・大型自動車免許取得経費を一部補助から全額公費負担へ拡充及び予防技術検定受検経費の公費負担枠を創設 ・令和 7 年度、主任無線従事者講習、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習及び有機溶剤作業主任者技能講習受講経費の公費負担枠を創設	継続中 ・令和 7 年度以降も継続して資格取得経費支援等の取組を実施していく。	消防総務課	
6-12		公費購入する個人装備品の拡大	・現在、各職員が私費購入している業務で使用する個人装備品について、公費購入すべきか否かを精査・検討していく。	・令和 6 年度、各署現場職員の意見及び統一した安全基準確保の観点を踏まえ、公費購入範囲に「ゴーグル」(保護めがね：JIS 規格適合)を新たに含め、被服点数の項目へ追加することを決定	継続中 ・令和 7 年度以降、関係課と協議し、公費購入に必要な諸手続き(規程改正等)を実施していく。	財産管理課	

令和7年度 消防局組織改革実施計画(進捗管理表)

施策No.	1-2	種別	事故の再発防止の促進	法令例規	指針	予防
施策			警防活動技術の統一化			

更新年月日	令和7年9月30日
進捗管理責任者	警防部長(安全対策課)
進捗管理責任者	—

取組指針	基本計画の取組内容
・火災活動要領に準じた訓練を実施するため、消防訓練マニュアルを作成し、組織的に統一した訓練方法を確立する。 ・屋内進入要領や検索救助要領等の基本的活動要領を「消防訓練マニュアル」として策定し、組織的に統一した活動要領を確立する。	➢ 警防活動基準 第1編 火災活動要領に準じた活動を行うための訓練方法や指導ポイントを写真や図で分かり易く示したマニュアルを作成する。 ➢ 特別高度救助隊が各消防署へ出向し、マニュアルに基づく技術指導を行う。 ➢ 規範に基づく訓練・研修を実施するにあたり、理解不足や解釈の齟齬を解消するため、新職員育成カリキュラム、eラーニング、階層研修等について必要な見直しを進める。 ➢ 火災活動要領等の規範に基づく、組織的に統一化された訓練方法を確立する。 ※基本計画(再発防止策個票)では令和6年度中の完成を計画していたが、訓練の質と効果を最大限にする高水準のマニュアルを作成するためには、より綿密な検討と調整が必要と判断し、期間を見直して全ての訓練項目の完成は令和7年度以降とした。ただし、組織的に統一した訓練方法を可能な限り速やかに現場へ浸透させるため、作成した訓練項目単位ごとに順次、周知・技術指導を行い正式運用を開始する。 (令和6年度、「応急はしご救出」、「かかえ救出」、「屋内進入」、「退出」、「防火衣着装」、「空気呼吸器着装」及び「結索」の計7訓練項目のマニュアルを完成し、周知)

【凡例】 ◎：完了 ○：計画どおり △：計画より遅れている ×：未実施 ー：未着手(実施時期が未到来)

【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	担当部署	取組内容					R8年度以降の取組項目
		時期	第 1 期 4 月～6 月	第 2 期 7 月～9 月	第 3 期 10月～12月	第 4 期 1 月～3 月	
【本部各課の取組】		R7年度 計 画	①消防訓練マニュアルの作成	①消防訓練マニュアルの作成	①消防訓練マニュアルの作成	①消防訓練マニュアルの作成 (全20訓練項目の作成完了)	・プロジェクトチームでの分析検証結果に基づく各種訓練及び研修への反映 ・各隊による継続した習熟訓練
①「消防訓練マニュアル」を作成する。	安全対策課		②特別高度救助隊による消防訓練マニュアルの検証及び検証結果に基づく見直し	②特別高度救助隊による消防訓練マニュアルの検証及び検証結果に基づく見直し	②特別高度救助隊による消防訓練マニュアルの検証及び検証結果に基づく見直し	②特別高度救助隊による消防訓練マニュアルの検証及び検証結果に基づく見直し	
②特別高度救助隊により「消防訓練マニュアル」の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。	安全対策課		③完成した消防訓練マニュアルの周知 特別高度救助隊による各小隊長への技術指導	③完成した消防訓練マニュアルの周知 特別高度救助隊による各小隊長への技術指導	③完成した消防訓練マニュアルの周知 特別高度救助隊による各小隊長への技術指導	③完成した消防訓練マニュアルの周知 特別高度救助隊による各小隊長への技術指導	
③「消防訓練マニュアル」の周知に合わせ、特別高度救助隊により技術指導を行う。	安全対策課		④昨年度までに消防訓練マニュアルが周知された全ての訓練項目について、各隊が習熟訓練を実施	④前期までに消防訓練マニュアルが周知された全ての訓練項目について、各隊が習熟訓練を実施	④前期までに消防訓練マニュアルが周知された全ての訓練項目について、各隊が習熟訓練を実施	④前期までに消防訓練マニュアルが周知された全ての訓練項目について、各隊が習熟訓練を実施	
【各消防署の取組】		R7年度 実 績	①消防訓練マニュアルの作成 (ホース取扱訓練ほか、計 4 項目)	①消防訓練マニュアルの作成 (ポンプ操作訓練ほか、計 2 項目)	12月末時点の 取組実績を記載	3月末時点の 取組実績を記載	
④「消防訓練マニュアル」及び特別高度救助隊等の技術指導に基づき、習熟訓練を行う。	各消防署		②特別高度救助隊による消防訓練マニュアルの検証及び検証結果に基づく見直し	②特別高度救助隊による消防訓練マニュアルの検証及び検証結果に基づく見直し			
			③完成した消防訓練マニュアルの周知 特別高度救助隊による各小隊長への技術指導 (ホース取扱訓練)	③完成した消防訓練マニュアルの周知 特別高度救助隊による各小隊長への技術指導 (ホース取扱訓練)			
			④昨年度までに消防訓練マニュアルが周知された全ての訓練項目について、各隊が習熟訓練を実施	④これまでに消防訓練マニュアルが周知された全ての訓練項目について、各隊が習熟訓練を実施			
取組項目全体の進捗状況	○	各期の進捗状況	○	○			

具体的な 取組内容		実施済の取組内容			今後の取組内容		遅れている場合等の理由及び今後の対応
	6月	①「消防訓練マニュアル」を作成する。	5月 6月	「ホース取扱訓練」及び「要救助者搬送訓練」マニュアル案を作成した。 「注水訓練」及び「（仮称）消火活動拠点設定訓練」マニュアル案を作成した。	①「消防訓練マニュアル」を作成する。	全体スケジュールに基づき、計画的にマニュアル案を作成する。	
		②特別高度救助隊により「消防訓練マニュアル」の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。	5、6月	特別高度救助隊の検証結果に基づき、「ホース取扱訓練」マニュアル案を見直した。	②特別高度救助隊により「消防訓練マニュアル」の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。	継続して作成する他のマニュアル案に基づき検証を行い、必要に応じて見直しを行う。	
		③「消防訓練マニュアル」の周知に合わせ、特別高度救助隊により技術指導を行う。	6月	島田消防署に島田、吉田及び牧之原消防署の非番の小隊長を集め、特別高度救助隊による「ホース取扱訓練」マニュアルの指導ポイントの技術指導を行った。	③「消防訓練マニュアル」の周知に合わせ、特別高度救助隊により技術指導を行う。	静岡地区の非番の小隊長を集め、特別高度救助隊による「ホース取扱訓練」マニュアルの指導ポイントの技術指導を行うとともに、継続して作成する他のマニュアルに基づき各消防署小隊長に対して技術指導を行う。	
		④「消防訓練マニュアル」及び特別高度救助隊等の技術指導に基づき、習熟訓練を行う。	4～6月	策定済みのマニュアルに基づき、各消防署各隊にて訓練を継続して実施した。	④「消防訓練マニュアル」に基づき、各隊が習熟訓練を行う。	継続して各消防署各隊において習熟訓練を行う。	
	9月	①「消防訓練マニュアル」を作成する。	8月 9月	「ポンプ操作訓練」マニュアル案を作成した。 「三連はしご操作訓練」マニュアル案を作成した。	①「消防訓練マニュアル」を作成する。	全体スケジュールに基づき、計画的にマニュアル案を作成する。	
		②特別高度救助隊により「消防訓練マニュアル」の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。	7～9月	特別高度救助隊の検証結果に基づき、「要救助者搬送訓練」、「注水訓練」及び「消火活動拠点設定訓練」マニュアル案を見直した。	②特別高度救助隊により「消防訓練マニュアル」の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。	継続して作成する他のマニュアル案に基づき検証を行い、必要に応じて見直しを行う。	
		③「消防訓練マニュアル」の周知に合わせ、特別高度救助隊により技術指導を行う。	7月 8月 8、9月	駿河消防署に菱、駿河、千代田、清水、港北及び日本平消防署の非番の小隊長を集め、特別高度救助隊による「ホース取扱訓練」マニュアルの指導ポイントの技術指導を行った。 小隊長が非番に集まることの負担軽減や、マニュアルの指導ポイントの理解を小隊長のみならず隊員にも広く浸透させることを図るため、課内検討会を実施し、今後は、特別高度救助隊がマニュアルに記載した指導ポイント等を撮影した映像を作成・配信し、各小隊全員が自由なタイミングで技術指導を受けられる（必要に応じて消防署へ出向き直接の技術指導を行う）形式で実施していくこととした。 配信用の「消火活動拠点設定訓練」マニュアルの映像を作成するとともに、配信方法等について消防総務課と調整した。	③「消防訓練マニュアル」の周知に合わせ、特別高度救助隊により技術指導を行う。	「消火活動拠点設定訓練」マニュアルの映像を配信するとともに、必要に応じて特別高度救助隊が消防署へ出向き、技術指導を行う。	
		④「消防訓練マニュアル」及び特別高度救助隊等の技術指導に基づき、習熟訓練を行う。	7～9月	策定済みのマニュアルに基づき、各消防署各隊にて訓練を継続して実施した。	④「消防訓練マニュアル」に基づき、各隊が習熟訓練を行う。	継続して各消防署各隊において習熟訓練を行う。	
	12月						
12月末時点の 取組実績の詳細を記載							
3月							
	3月末時点の 取組実績の詳細を記載						

令和7年度 消防局組織改革実施計画(進捗管理表)

施策No.	1-3	種別	事故の再発防止の促進	法令例規	指針	予防
施策			火災現場における救難活動態勢の構築			

更新年月日	令和7年9月30日
進捗管理責任者	警防部長(安全対策課)
進捗管理責任者	警防部長(警防課)

取組指針	基本計画の取組内容
・災害現場における隊員の危機回避要領及び部隊等による救難活動要領を示し、組織的な安全管理体制を構築する。	➢先進都市へ職員を派遣し、救難活動に関するノウハウを学ぶ。 ➢救難活動マニュアル(第1編セルフサバイバル、第2編チームサバイバル、第3編チームレスキュー(緊急介入))を作成する。 ➢特別高度救助隊が各署を巡回し救難活動マニュアルを各消防署員へ周知する。 ➢組織的な安全管理体制を構築する。(危機回避及び部隊等による救難活動は有事の際の手法であり、これを前提とした危険な進入・退避態勢を基本とするものではないことを明確化) ➢不測の事態に陥った場合の危機回避のための知識・技術を身に付け迅速な救出活動を可能とする。 ※基本計画(再発防止策個票)では令和6年度中の完成を計画していたが、消防隊員の安全を確保する最も効果的で実践的なマニュアルを作成するためには、より綿密な検討と調整が必要と判断し、期間を見直して全3編のマニュアル完成は令和7年度としていた。しかし、令和7年度第1期での再検討結果、真に災害現場で活用できる実効性のあるマニュアルを作成するためには、プロジェクトチームによる手技の安全性・実現性・必要性などの更なる分析・検討が必要と判断したため、全3編のマニュアル完成は令和8年度以降とする。 なお、危機回避及び部隊等による救難活動は有事の際の手法であり、これを前提とした危険な進入・退避態勢を基本とするものではないことを明確化し、この認識を現場の全隊員ひとりひとりに確実に浸透させる必要があるため、全3編完成後に慎重に周知・技術指導を行い正式運用を開始する。

【凡例】 ◎：完了 ○：計画どおり △：計画より遅れている ×：未実施 ー：未着手(実施時期が未到来)

【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	担当部署	取組内容					R8年度以降の取組項目
		時期	第1期	第2期	第3期	第4期	
			4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	
【本部各課の取組】		R7年度 計 画	①救難活動マニュアル(第3編チームレスキュー(緊急介入)：危機的状況に陥った部隊を救出するため、緊急的に介入する部隊の救出活動)の作成	【追加】第1期検討結果→ ③「警防体制強化プロジェクトチーム(消防資機材チーム)」の設置及び当該チームによる分析・検証	【追加】第1期検討結果→ ③「警防体制強化プロジェクトチーム(消防資機材チーム)」による分析・検証	・プロジェクトチームを設置し、「救難活動マニュアル」の分析、検証等を行う ・特別高度救助隊による救難活動マニュアルの技術指導 ・各隊による継続した習熟訓練	
②特別高度救助隊により「救難活動マニュアル」の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。	安全対策課		②特別高度救助隊により「救難活動マニュアル」(第3編チームレスキュー(緊急介入))の技術を検証	④特別高度救助隊により救難活動マニュアルの技術指導 ⑤各隊が習熟訓練を実施 →【延期】第1期検討結果、令和8年度以降へ	④特別高度救助隊により救難活動マニュアルの技術指導 ⑤各隊が習熟訓練を実施 →【延期】第1期検討結果、令和8年度以降へ		【追加】第1期検討結果→ ④「警防体制強化プロジェクトチーム(消防資機材チーム)」の結果について部幹部会議、署長会議、局会議へ報告
③「警防体制強化プロジェクトチーム(消防資機材チーム)」を設置し、分析・検証する。	警防課		③「救難活動マニュアル」の内容・周知等について警防部幹部会に諮る →【延期】第1期検討結果、令和8年度以降へ				【追加】第1期検討結果→ ⑤「救難活動マニュアル」の分析、検証等を行うプロジェクトチームの体制を検討
④「警防体制強化プロジェクトチーム(消防資機材チーム)」の結果について部幹部会議、署長会議、局会議へ報告する。	警防課						④特別高度救助隊により救難活動マニュアルの技術指導 ⑤各隊が習熟訓練を実施 →【延期】第1期検討結果、令和8年度以降へ
⑤「救難活動マニュアル」の分析・検証等を行うプロジェクトチーム体制を検討する。	安全対策課						④特別高度救助隊により救難活動マニュアルの技術指導 ⑤各隊が習熟訓練を実施 →【延期】第1期検討結果、令和8年度以降へ
【各消防署の取組】		R7年度 実 績	①救難活動マニュアル(第3編チームレスキュー(緊急介入))の作成	③「警防体制強化プロジェクトチーム(消防資機材チーム)」の設置及び当該チームによる分析・検証	12月末時点の 取組実績を記載	3月末時点の 取組実績を記載	
④「警防体制強化プロジェクトチーム(消防資機材チーム)」の分析・検証結果について習熟する。	各消防署		②特別高度救助隊により「救難活動マニュアル」(第3編チームレスキュー(緊急介入))の技術を検証				
取組項目全体の進捗状況	○	各期の進捗状況	○	○			

具体的な 取組内容		実施済の取組内容		今後の取組内容		遅れている場合等の 理由及び今後の対応	
	6月	①「救難活動マニュアル」を作成する。	4～6月	救難活動マニュアル(第3編チームレスキュー(緊急介入))案を検討した。	【救難活動マニュアルの検討プロセスに係る方針変更】 「救難活動マニュアル」については、災害現場で活用できる実効性のあるマニュアルを作成するため、安全対策課が作成したマニュアルの素案をベースに、災害現場で活動する様々な知見を有する職員も検証に加わり、手技の安全性・実現性・必要性などの分析・検討を重ねるプロジェクトチームを設置することとした。 また、令和6年度の「消防戦術チーム」より今後の課題として提言がなされた「消防資機材の導入」について、引き続き令和7年度に「消防資機材チーム」が検証・分析を行うところ、その結果によっては「屋内進入」の体形が変わる可能性があるため、活動中の有事を想定する「救難活動マニュアル」については、「屋内進入」の体形が確定した後にプロジェクトチームによる検証・分析に取りかかることとした。		
		②特別高度救助隊により「救難活動マニュアル」の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。	5、6月	特別高度救助隊により「救難活動マニュアル」(第3編チームレスキュー(緊急介入))案の技術を検証した。			
	9月	③「警防体制強化プロジェクトチーム(消防資機材チーム)」を設置し、分析・検証する。	7月 8月 9月	各所属長の推薦により、各消防署1名(駿河消防署のみ2名)、合計10名のメンバーを選出した。(7/18) ●第1回会議(8/6) 検証資機材の基本的仕様把握、議論を進めていくための検討材料整理、実技検証実施方法精査、局内アンケート内容精査、他消防本部への照会内容精査について協議した。 ●局内アンケート(8/20~31) 検証資機材の1つ(40ミル-ス)を活用した消防活動について、全職員を対象にアンケートを実施した。 ●第2回会議(9/17) 検証資機材の仕様検討、詳細確認・疑義抽出、局内アンケート結果分析、実技検証方法精査、他消防本部への照会内容精査について協議した。	④「救難活動マニュアル」の分析、検証等を行うプロジェクトチーム体制を検討する。	「警防体制強化プロジェクトチーム(消防資機材チーム)」の完了後、速やかに「救難活動マニュアル」の分析・検証等を行うプロジェクトチームを始動できるようにするため、プロジェクトチーム体制(構成員、開催時期等)を事前に検討し準備する。	
	12月						
		12月末時点の 取組実績の詳細を記載					
	3月						
		3月末時点の 取組実績の詳細を記載					

令和7年度 消防局組織改革実施計画(進捗管理表)

施策No.	2-4	種別	事故の再発防止の促進	組織体制	指針	管理
施策		警防体制強化に向けた検討体制の構築				

更新年月日	令和7年9月30日
進捗管理責任者	警防部長(警防課)
進捗管理責任者	—

取組指針	基本計画の取組内容
・個人で火災戦術や救助技術等を独自に取り入れて活動することなく、全部隊の活動を統一する必要から、現場の意見や気付きを反映しやすいよう消防署の職員で構成するプロジェクトチームを設置し、消防管理室と連携してより具体的な分析結果を基に検証を進め、必要な規範の見直しを行う。 なお、新たな消防戦術について分析・検証を行った結果、優れた技術については規範に落とし込む作業を進める。	> 警防体制強化プロジェクトチームを設置する。 > プロジェクトチーム会議を毎月開催し、分析検証等を行う。 > 必要に応じて、視察研修等を行う。 > 規範に係る分析、検証等を行う。 > 結果を警防部幹部会議に報告し、署長会議を経て局会議に諮る。

【凡例】 ◎：完了 ○：計画どおり △：計画より遅れている ×：未実施 —：未着手(実施時期が未到来)

【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	担当部署	取組内容					R8年度以降の取組項目
		時期	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	
			4 月～ 6 月	7 月～ 9 月	10 月～12 月	1 月～ 3 月	
【本部各課の取組】		R7年度 計 画	①令和 6 年度の「警防体制強化ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄﾁｰﾑ(消防戦術ﾁｰﾑ)」の結果について、警防部幹部会議への報告の後、署長会議及び局会議へ報告	②「警防体制強化ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄﾁｰﾑ(消防戦術ﾁｰﾑ)」の結果について、ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄﾒﾝﾊﾞｰから現場職員へ説明	【継続】第2期より→ ③規範の見直し素案に対する各署現場(ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄﾒﾝﾊﾞｰ)意見の聴取 →【継続】第3期へ	③「警防体制強化ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄﾁｰﾑ(消防戦術ﾁｰﾑ)」の結果報告に基づく、規範の見直しの完了	
①令和 6 年度の「警防体制強化ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄﾁｰﾑ(消防戦術ﾁｰﾑ)」の結果を部幹部会議、署長会議、局会議で報告	警防課						
②ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄﾒﾝﾊﾞｰによる「警防体制強化ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄﾁｰﾑ(消防戦術ﾁｰﾑ)」の結果の現場職員への説明	警防課						
③「警防体制強化ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄﾁｰﾑ(消防戦術ﾁｰﾑ)」の結果報告に基づく、警防活動基準等の見直し	警防課						
【各消防署の取組】		R7年度 実 績	①令和 6 年度の「警防体制強化ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄﾁｰﾑ(消防戦術ﾁｰﾑ)」の結果について、警防部幹部会議（各消防署長出席）への報告の後、局会議へ報告	②「警防体制強化ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄﾁｰﾑ(消防戦術ﾁｰﾑ)」の結果について、ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄﾒﾝﾊﾞｰから現場職員へ説明	12月末時点の 取組実績を記載		
③「警防体制強化ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄﾁｰﾑ(消防戦術ﾁｰﾑ)」の結果報告に基づく、警防活動基準等の見直し	各消防署						
			②「警防体制強化ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄﾁｰﾑ(消防戦術ﾁｰﾑ)」の結果について、ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄﾒﾝﾊﾞｰから現場職員への説明の準備				
			③「警防体制強化ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄﾁｰﾑ(消防戦術ﾁｰﾑ)」の結果報告に基づく、規範の見直し素案の作成				
			③規範の見直し素案について、消防管理室からの意見を踏まえた修正作業の実施				
取組項目全体の進捗状況	○	各期の進捗状況	○	△			

具体的な 取組内容		実施済の取組内容			今後の取組内容		遅れている場合等の 理由及び今後の対応
	6月	①令和6年度の「警防体制強化プロジェクトチーム(消防戦術チーム)」の結果を部幹部会議、署長会議、局会議で報告	5月	警防部幹部会議に「警防体制強化プロジェクトチーム(消防戦術チーム)」の結果をチームリーダーから報告した。各消防署長も幹部会議に出席し、同時に報告を行った。(署長会議への報告省略)(5/21)			
		②プロジェクトメンバーによる「警防体制強化プロジェクトチーム(消防戦術チーム)」の結果の現場職員への説明	6月	局会議に「警防体制強化プロジェクトチーム(消防戦術チーム)」の結果を警防部から報告した。(6/24)市長への「警防体制強化プロジェクトチーム(消防戦術チーム)」の結果報告のための準備調整を行った。プロジェクトメンバーによる「警防体制強化プロジェクトチーム(消防戦術チーム)」の結果の現場職員への説明を実施するための通知発出準備等を行った。			
		③「警防体制強化プロジェクトチーム(消防戦術チーム)」の結果報告に基づく、警防活動基準等の見直し	6月	「警防体制強化プロジェクトチーム(消防戦術チーム)」の結果報告に基づく、火災活動要領の見直し素案を作成した。	②プロジェクトメンバーによる「警防体制強化プロジェクトチーム(消防戦術チーム)」の結果の現場職員への説明	7、8月 市長へ報告を行った後、プロジェクトメンバーから現場職員へ説明を実施する。	
	9月	③「警防体制強化プロジェクトチーム(消防戦術チーム)」の結果報告に基づく、警防活動基準等の見直し	6月	「警防体制強化プロジェクトチーム(消防戦術チーム)」の結果報告に基づく、火災活動要領の見直し素案を作成した。	③「警防体制強化プロジェクトチーム(消防戦術チーム)」の結果報告に基づく、警防活動基準等の見直し	7～9月 見直し素案の内容を精査した後、これに対する各署現場(プロジェクトメンバー)意見の聴取を実施する。	
		②プロジェクトメンバーによる「警防体制強化プロジェクトチーム(消防戦術チーム)」の結果の現場職員への説明	7月	「警防体制強化プロジェクトチーム(消防戦術チーム)」の結果について、市長へ報告した。(7/25)			第2期中に「規範の見直し素案に対する各署現場(プロジェクトメンバー)意見の聴取」を目指していたが、規範の見直し素案について、消防管理室意見を踏まえた更なる修正作業を要すると判断したため。 意見聴取は10月中に実施し、当初予定どおり、第3期中の規範の見直し完了を目指す。
具体的な 取組内容	12月	③「警防体制強化プロジェクトチーム(消防戦術チーム)」の結果報告に基づく、警防活動基準等の見直し	8・9月	「警防体制強化プロジェクトチーム(消防戦術チーム)」の結果について、局内通知を発出した。(7/29)局内通知発出後、プロジェクトメンバーから現場職員への説明を実施した。(8署完了。吉田消防署のみ、台風第15号被害対応のためスケジュールを別途調整。)			
		③「警防体制強化プロジェクトチーム(消防戦術チーム)」の結果報告に基づく、警防活動基準等の見直し	7～9月	火災活動要領の見直し素案について、消防管理室からの意見を踏まえた修正作業を実施した。	③「警防体制強化プロジェクトチーム(消防戦術チーム)」の結果報告に基づく、警防活動基準等の見直し	10月 火災活動要領の見直し素案に対する各署現場職員の意見を聴取 11月 火災活動要領改正を実施	
		12月末時点の 取組実績の詳細を記載					
	3月						
		3月末時点の 取組実績の詳細を記載					

令和7年度 消防局組織改革実施計画(進捗管理表)

施策No.	4-2	種別	事故の再発防止の促進	訓練	指針	教育
施策			中隊、大隊訓練体制の構築			

更新年月日	令和7年9月30日
進捗管理責任者	警防部長(安全対策課)
進捗管理責任者	—

取組指針	基本計画の取組内容
・指揮隊の情報収集・活用を踏まえた統制のとれた指揮命令系統を身に付けるため、中隊・大隊訓練を能動的に実施できる訓練体制を整備する。	➢ 令和5年度の中隊・大隊訓練の課題を整理する。 ➢ 令和6年度の中隊・大隊訓練の実施場所を検討調整する。 ➢ 訓練実施に係る各署隊の出向計画を策定し周知を図る。 ➢ 中隊・大隊訓練を実施する。 ➢ 令和5年度、令和6年度の中隊・大隊訓練の結果を踏まえ、中隊・大隊訓練企画に関するルール等を定め、各消防署が能動的に中隊・大隊訓練を実施できる体制を整備する。

【凡例】 ◎：完了 ○：計画どおり △：計画より遅れている ×：未実施 —：未着手(実施時期が未到来)

【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	担当部署	取組内容					R8年度以降の取組項目
		時期	第 1 期 4 月～ 6 月	第 2 期 7 月～ 9 月	第 3 期 10月～12月	第 4 期 1 月～ 3 月	
【本部各課の取組】		R7年度 計 画	①令和6年度の中隊・大隊訓練の課題整理及び訓練規模等の見直し ②中隊・大隊訓練企画に関するルール等の素案の見直し及び訓練規模等の見直しに基づく複数の消防署による暫定的な訓練ルールの作成	②中隊・大隊訓練企画に関するルール等の素案の見直し及び訓練規模等の見直しに基づく複数の消防署による暫定的な訓練ルールの作成 ③暫定的な訓練ルールの周知 →【取消】第2期方針変更結果 ④暫定的な訓練ルールに基づき、各消防署が中隊・大隊訓練の実施及び検証 →【取消】第2期方針変更結果	①暫定的な訓練ルールの課題を抽出 →【取消】第2期方針変更結果 ②暫定的な訓練ルールの課題を踏まえた中隊・大隊訓練企画に関するルール等の素案の見直し →【取消】第2期方針変更結果 【追加】第2期方針変更結果→ ③暫定的な訓練ルールの周知 ④暫定的な訓練ルールに基づき、各消防署が中隊・大隊訓練の実施及び検証し、課題等を抽出	①暫定的な訓練ルールの課題を抽出 ②暫定的な訓練ルールの課題を踏まえた中隊・大隊訓練企画に関するルール等の完成 ③中隊・大隊訓練企画に関するルール等の周知 ④各消防署が中隊・大隊訓練企画に関するルール等に基づき、訓練を実施	・各消防署が能動的に中隊・大隊訓練を企画・実施する。
①令和6年度の中隊・大隊訓練の課題を整理する。	安全対策課						
②中隊・大隊訓練企画に関するルール等の素案を見直す。	安全対策課						
③中隊・大隊訓練企画に関するルール等を周知する。	安全対策課						
【各消防署の取組】		R7年度 実 績	①令和6年度の中隊・大隊訓練の課題整理及び訓練規模等の見直し ②中隊・大隊訓練企画に関するルール等の素案の見直し及び訓練規模等の見直しに基づく複数の消防署による暫定的な訓練ルールの作成 ②中隊・大隊訓練企画に関するルール等の素案の見直し及び訓練規模等の見直しに基づく複数の消防署による暫定的な訓練ルールの作成 当該訓練ルールについて局長査閲訓練との効率化、合理化を図る方針案の作成	12月末時点の 取組実績を記載	3月末時点の 取組実績を記載		
④中隊・大隊訓練企画に関するルール等に基づき、訓練を実施する。	各消防署						
取組項目全体の進捗状況	○	各期の進捗状況	○	○			

具体的な 取組内容		実施済の取組内容			今後の取組内容		遅れている場合等の 理由及び今後の対応
	6月	①令和6年度の中隊・大隊訓練の課題を整理する。	4、5月	令和6年度の中隊・大隊訓練後のアンケート結果から、解体予定施設を活用した実践的な訓練の有効性、ブラインド訓練の現示ルールの周知徹底の必要性、訓練規模の縮小、訓練回数の増加要望などを確認した。			
		②中隊・大隊訓練企画に関するルール等の素案を見直す。	5、6月	現在の訓練計画案をベースに、訓練規模を縮小するなど、各消防署が能動的に訓練を計画できるよう見直しを行うこととした。			
	9月	②中隊・大隊訓練企画に関するルール等の素案を見直す。	7～9月	現在の訓練計画案をベースに、訓練規模の縮小、訓練参加隊の目安など、各消防署が能動的に訓練計画を作成できるよう見直しを行い、複数の消防署による暫定的な訓練ルールを作成した。更に当該訓練ルールについては、同規模で実施していた現行の局長査閲訓練との効率化、合理化を図るため、12月の局長査閲訓練を中隊・大隊訓練方式に移行するとともに、随時中隊・大隊訓練を実施できるようにする方針案を局内調整のうえ作成した。今後、当該方針案について警防部幹部会議に諮り、局としての方針を決定する予定。			
	12月						
		12月末時点の 取組実績の詳細を記載					
	3月						
		3月末時点の 取組実績の詳細を記載					

令和7年度 消防局組織改革実施計画(進捗管理表)

施策No.	6-9	種別	組織風土の改善		指針	
施策		女性活躍の推進				

更新年月日	令和7年9月30日
進捗管理責任者	消防部長(消防総務課)
進捗管理責任者	—

取組指針	基本計画の取組内容
・女性吏員がより働きやすい、心理的安全性のある職場環境(ハード・ソフト両面)の整備を進めていく。 ・職域の拡大、管理職への登用を行い、ロールモデルとなる職員を育成する。	> 具体的な目標設定を行うことを検討する。 (雇用率5%のみならず、平均勤続年数、管理職登用者数、職位ごとの登用者数、離職率等) > 女性消防吏員が将来のビジョンを描きやすくするために以下5点を検討する。 ・キャリアプランの提示 ・職域の更なる拡大として国、県、市長部局等への派遣、人事交流を検討 ・管理職、係長、小隊長への積極的登用 ・各種プロジェクトへの参画(指令システム構築、広域化協議、庁舎移転等) ・ロールモデルとなる職員の育成のため、市長部局や他政令市消防本部の女性管理職の話を聞く場を設ける。(市長部局であれば女性管理職の業務疑似体験等) > 女性用施設の整備を更に推進していく。 > 男女限らず心理的安全性が確保された職場が理想であるため、人事課主催の研修に頼ることなく消防局独自で職員の意識改革のための研修を行う。 > ライフイベントによる職員の環境変化に柔軟に対応する組織であることを示す。 ・ワークライフバランスの一層の充実(日勤救急隊の増隊等) ・出産、育児休暇等からの職場復帰への支援(支援プログラムの策定、周知、一時的な日勤配置等) > 女性消防吏員からの意見を聴取する。(プロジェクトチームによる意見聴取、座談会等の開催等)

【凡例】 ◎：完了 ○：計画どおり △：計画より遅れている ×：未実施 —：未着手(実施時期が未到来)

【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	担当部署	取組内容				R8年度以降の取組項目	
		時期	第 1 期	第 2 期	第 3 期		第 4 期
			4 月～ 6 月	7 月～ 9 月	10月～12月		1 月～ 3 月
【本部各課の取組】		R7年度 計 画	①女性活躍 P T 会議の開催 各ワーキンググループの活動	①女性活躍 P T 会議の開催 各ワーキンググループの活動	①女性活躍 P T 会議の開催 ビジョンの検討	①女性活躍 P T 会議の開催 ビジョンの策定	・ 策定したビジョンを基に施策を実行
①女性活躍プロジェクトチーム で「(仮称)女性消防吏員活躍推進 ビジョン」を策定する。	消防総務課						
【各消防署の取組】		R7年度 実 績	①女性活躍 P T 会議の開催 各ワーキンググループの活動 ・ 女性消防吏員の計画的な増員WG ・ 職域拡大と施設整備WG ・ ライフステージに応じた働き方WG ・ 職員の意識改革WG	①女性活躍 P T 会議の開催 各ワーキンググループの活動 ・ 女性消防吏員の計画的な増員WG ・ 職域拡大と施設整備WG ・ ライフステージに応じた働き方WG ・ 職員の意識改革WG	12月末時点の 取組実績を記載	3月末時点の 取組実績を記載	
取組項目全体の進捗状況	○	各期の進捗状況	○	○			

具体的な 取組内容		実施済の取組内容			今後の取組内容		遅れている場合等の 理由及び今後の対応
	6月	①女性活躍プロジェクトチームで「(仮称)女性消防吏員活躍推進ビジョン」を策定する。	4/30 5/15 6/19 5、6月	第2回女性活躍PT会議を開催した。(検討課題の決定) 第3回女性活躍PT会議を開催した。(ワーキンググループの決定【①女性消防吏員の計画的な増員WG、②職域拡大と施設整備WG、③ライフステージに応じた働き方WG、④職員の意識改革WG】／今後のスケジュール検討) 第4回女性活躍PT会議を開催した。(全職員アンケート作成) 職員の意識改革WGを2回開催した。 (「職員の意識改革」に関連した職員向けアンケートの素案作成) 女性消防吏員の計画的な増員WGを2回開催した。(WGにおける基本施策の決定／局内、外部機関及び学生向けアンケートの作成)	①女性活躍プロジェクトチームで「(仮称)女性消防吏員活躍推進ビジョン」を策定する。	引き続き、女性活躍PT会議及び各ワーキンググループの活動を実施し、職員意見の聴取、課題の整理・検討及び「(仮称)静岡市消防局女性消防吏員活躍推進ビジョン」の策定を行う。	
	9月	①女性活躍プロジェクトチームで「(仮称)女性消防吏員活躍推進ビジョン」を策定する。	7/17 8/26 9/18 10/17 7～9月	第5回女性活躍PT会議を開催した。(アンケートの実施期間、中間報告案作成等) 第6回女性活躍PT会議を開催した。(アンケート結果の活用等) 第7回女性活躍PT会議を開催した。(職員アンケート結果を基にした中間報告(案)の検討) 第8回女性活躍PT会議を開催した。(中間報告に向けた取りまとめ及び今後のスケジュール確認等) 職員の意識改革WGを2回開催した。(「職員の意識改革」に関連した職員向けアンケートLoGoフォームの作成／アンケートの集計作業) 女性消防吏員の計画的な増員WGを1回開催した。(中間報告に向けた内容及びレイアウトの検討／4機関合同説明会のアンケート結果分析) 職域拡大と施設整備WG及びライフステージに応じた働き方WGは電子会議システム等で打ち合わせを実施した。	①女性活躍プロジェクトチームで「(仮称)女性消防吏員活躍推進ビジョン」を策定する。	職員アンケートの結果を基に現状と課題を整理し、10月の局会議において中間報告を行う予定。 今後も女性活躍PT会議及び各ワーキンググループの活動を継続し、現状と課題を踏まえて取り組むべき施策を検討するとともに、「静岡市消防局女性消防吏員活躍推進ビジョン」の策定を進める。	
	12月						
		12月末時点の 取組実績の詳細を記載					
	3月						
		3月末時点の 取組実績の詳細を記載					

令和7年度 消防局組織改革実施計画(進捗管理表)

施策No.	6-10	種別	組織風土の改善		指針	
施策			定年引上げに伴う高齢期職員の雇用			

更新年月日	令和7年9月30日
進捗管理責任者	消防次長
進捗管理責任者	消防部長(消防総務課)

取組指針	基本計画の取組内容
・ 高齢期職員の雇用について、局としての方針を明確にする。 ・ 61歳以降も安定した体力を維持することで、消防吏員としての最高の能力を発揮出来るようにするとともに、訓練、現場での傷害予防・公務災害の防止を図っていく。	> 定年延長制度に関する局方針の提示及び60歳を迎える職員に対する意向確認を行う。 > 定年延長により災害対応職員の高齢化が進むことになるため、体力の低下を防ぎ、体力を維持を目的とする「静岡市消防局職員体力維持向上プログラム」を策定する。 > 上記プログラムに基づき、高齢期職員の体力を把握するとともに、体力を維持管理できる環境を整える。

【凡例】 ◎：完了 ○：計画どおり △：計画より遅れている ×：未実施 —：未着手(実施時期が未到来)

【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	担当部署	取組内容					R8年度以降の取組項目	
		時期	第 1 期 4 月～ 6 月	第 2 期 7 月～ 9 月	第 3 期 10月～12月	第 4 期 1 月～ 3 月		
【本部各課の取組】		R7年度 計 画	①定年引上げに伴う消防局高齢期職員任用方針の策定	②人事課アンケート(勤務等希望調査)に基づく、旧定年(60歳年度)となる職員へのヒアリング	③各職員が「体力維持向上計画」を実行	③各職員が「体力維持向上計画」を実行及び体力測定を実施し、令和7年度の「体力維持向上管理シート」を完成させ、令和8年度の「体力維持向上管理シート」を記入 【＝体力維持向上プログラムの運用体制の確立(事業完了)】	・ 「静岡市消防局職員体力維持向上プログラム」の通年の運用管理及び進捗管理体制の確立により、継続的に実施する。	
①定年引上げに伴う高齢期職員の消防局任用方針の策定	消防部長		③各職員が令和6年度の体力測定結果をもとに「体力維持向上計画」を策定及び実行	③各職員が「体力維持向上計画」を実行及び「体力維持向上プログラム」の中間フォロー(目標・計画の修正)を実施				
②旧定年(60歳年度)となる職員への勤務意向等確認	消防総務課							
③「静岡市消防局職員体力維持向上プログラム」の運用体制の確立	消防総務課							
		R7年度 実 績	①定年引上げに伴う消防局高齢期職員任用方針の策定	②人事課アンケート(勤務等希望調査)に基づく、旧定年(60歳年度)となる職員へのヒアリング	12月末時点の 取組実績を記載	3月末時点の 取組実績を記載		
【各消防署の取組】			③各職員が令和6年度の体力測定結果をもとに「体力維持向上計画」を策定及び実行	③各職員が「体力維持向上計画」を実行及び「体力維持向上プログラム」の中間フォロー(目標・計画の修正)を実施				
③確立された「静岡市消防局職員体力維持向上プログラム」の実行等	各消防署							
取組項目全体の進捗状況	○	各期の進捗状況	○	○				

具体的な 取組内容		実施済の取組内容			今後の取組内容		遅れている場合等の 理由及び今後の対応
	6月	①定年引上げに伴う高齢期職員の消防局任用方針の策定	6／25	消防局における60歳以降の職員の任用についての考え方を示すことで、職員が自らのキャリアプランを考え、高齢期に向けた準備をし、併せて将来の任用への不安払拭に供することを目的に「消防局高齢期職員任用方針」を策定し、各所属へ通知（職員周知）した。			
					②旧定年（60歳年度）となる職員への勤務意向等確認	人事課アンケート（勤務等希望調査）に基づく、旧定年（60歳年度）となる職員へのヒアリングを実施し、在籍する高齢期職員については、長年、消防職員として培った豊富な知識と経験を引き続き発揮できるように、職員の意欲や経験等を踏まえた適材適所を原則に対応する次年度の人事配置を検討していく。	
		③「静岡市消防局職員体力維持向上プログラム」の運用体制の確立	4／7	昨年度から運用を開始した「消防局職員体力維持向上プログラム」に基づく、今年度の体力維持向上の取組の実施について各所属へ通知（職員周知）した。各職員が昨年度の体力測定結果をもとに、今年度の「体力維持向上計画」を策定し、各勤務形態に応じた体力維持向上の取組を実行開始した。	③「静岡市消防局職員体力維持向上プログラム」の運用体制の確立	引き続き、各職員が「体力維持向上計画」に基づく体力維持向上の取組を継続し、第2期において中間フォローの実施、第4期において体力測定を実施し、次年度の「体力維持向上計画」に向けた準備を行う。（＝「体力維持向上プログラム」の運用体制の確立）	
	9月	②旧定年（60歳年度）となる職員への勤務意向等確認	8・9月	人事課アンケート（勤務等希望調査）に基づく、旧定年（60歳年度）となる職員へのヒアリングを実施した。在籍する高齢期職員については、長年、消防職員として培った豊富な知識と経験を引き続き発揮できるように、職員の意欲や経験等を踏まえた適材適所を原則に対応する次年度の人事配置を検討していく。			
		③「静岡市消防局職員体力維持向上プログラム」の運用体制の確立	8／18	「消防局職員体力維持向上プログラム」に基づく、中間フォロー等の実施について各所属へ通知（職員周知）した。各職員が必要に応じて年度当初に作成した「体力維持向上計画」を見直し、現状の自身の状況及び職務環境に応じた修正を加えた。また、「体力維持向上計画」の進捗状況や目標達成の実現性を考慮し、希望者は上席者（小隊長、係長等上位者）による中間フォローを実施し、上席者は、対象者の計画修正等、今後の業務スケジュール等を助言等を行った。	③「静岡市消防局職員体力維持向上プログラム」の運用体制の確立	引き続き、各職員が「体力維持向上計画」に基づく体力維持向上の取組を継続し、第4期において体力測定を実施し、次年度の「体力維持向上計画」に向けた準備を行う。（＝「体力維持向上プログラム」の運用体制の確立）	
	12月						
		12月末時点の 取組実績の詳細を記載					
	3月						
		3月末時点の 取組実績の詳細を記載					